

奈良県防災士会 役員選任規程の新旧比較表

No.1

改定項目	変更前（旧）	変更後（新）	変更理由
相談役の委嘱と役割		<p><u>第8条</u></p> <p><u>相談役はこの法人の理事長を経験した者を充て、理事会の推薦により理事長が委嘱することができる。</u></p>	相談役の規程
相談役の委嘱と役割		<p><u>第8条 第2項</u></p> <p><u>相談役は理事長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。</u></p>	相談役の規程
規程の変更	<p>第8条</p> <p>第9条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。 2 この規定を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知しなければならない。</p>	<p><u>第9条</u></p> <p>第9条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。 2 この規定を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知しなければならない。</p>	第8条の追加のため